

芦屋市大学等受験料支援金給付制度

芦屋市では、向学心を持ちながら、経済的な理由で大学等への進学が困難なかたに対し、受験料支援金を給付する大学等受験料支援金給付制度を実施します。

対象者

次のすべての要件を満たしているかた

- ① 申請時点で1年以上継続して芦屋市に住所を有しているかた
- ② 令和6年度に学校教育法第1条に規定する大学等のうち、国の高等教育の修学支援新制度の対象となっている大学等を受験されたかた

学校教育法第1条に規定する大学等とは…

国、地方公共団体及び学校法人が設置する

●大学 ●短期大学

●高等専門学校（第1～3学年を除く） ●高等学校専攻科

●特別支援学校専攻科 ※大学院は対象外です。

- ③ 国の高等教育の修学支援新制度を申請しているかたで、第Ⅰ～Ⅲ区分で採用されている、もしくは採用候補者となっているかた
- ④ 大学等が実施する他の減免等の制度により受験料の全額免除を受けていないかた（受験料の納付後に全額免除を受ける見込みであるかたを含む。）

国の「高等教育の修学支援新制度」への申請を必ず行ってください。

詳しくは在学学校、もしくは日本学生支援機構（0570-666-301）へお問い合わせください。
※高等教育の修学支援新制度は、非課税世帯相当のかたが、給付型奨学金や入学金・授業料の減免を受けられる制度です。

給付額

受験料の実負担額を給付します。ただし、総額の上限は**第Ⅰ区分：10万円、第Ⅱ区分：7万円、第Ⅲ区分：3万5千円**、申請できる試験数は合計3試験まで、1試験あたりの上限金額を3万5千円とし、申請は1回のみとします。

※大学入学共通テストは、大学入学共通テスト及びそれを利用した入学試験の受験料の合算を1試験分の受験料とみなします。（なお、合算は1試験のみ）

受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

手続の流れ

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 給付申請 | 必要書類をそろえて給付申請書を提出 |
| ② 給付の可否の決定 | 審査を行い、給付の可否について通知 |
| ③ 給付請求 | 請求書を提出 |
| ④ 給付 | 指定口座（原則本人又は保護者名義）へ振込 |

申請書類

受験料の納付後に必要書類をそろえて申請してください。

- ① 芦屋市大学等受験料支援金給付申請書
- ② 国の高等教育の修学支援新制度を第Ⅰ～Ⅲ区分で採用されている、もしくは採用候補者となっていることがわかる書類
- ③ 受験した大学等の受験料の額が確認できる書類（パンフレット、ホームページの写し等）
- ④ 受験料の振込が確認できる書類（領収書の写し）
- ⑤ 他の減免制度により受験料の一部免除を受ける場合は、その額がわかる書類

- ◆給付申請書は芦屋市ホームページからダウンロードできます。
- ◆受験料の額が確認できる書類については写しで構いませんが、大学等の名称が確認できる箇所（表紙等）も併せて提出してください。
- ◆審査を行い、給付の可否を決定し、後日通知します。
- ◆給付決定後に他の減免制度への申請状況など申請時点と状況に変更が生じた場合は、速やかに管理課までお知らせください。（状況の変更等によって、給付決定額に変更が生じる場合や給付対象者に該当しなくなる場合があります。）

給付請求

給付の決定通知後、下記の書類を提出し、請求してください。

- 芦屋市大学等受験料支援金給付請求書
- ◆原則、本人又は保護者名義の口座へ振込みます。

給付の決定が取消しとなる場合

下記に該当する場合は、給付の決定を取消します。取消し時点で既に受験料支援金の給付を受けておられる場合は、当該支援金の一部又は全部を返還していただきます。

- ① 受験料支援金の給付の対象要件に該当しなくなったとき
- ② 大学等において受験料の全額免除を受けたとき
- ③ 実際に支払われた受験料が給付決定額を下回るとき
- ④ 詐欺その他不正な行為により受験料支援金の給付を受けたとき
- ⑤ その他市長が受験料支援金を給付することが適当でないと認めるとき

お問い合わせ

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市教育委員会 管理課
直通番号 0797-38-2085

芦屋市大学等受験料支援金制度Q&A

<p>Q1.</p> <p>申請までに準備しておくことはありますか。</p>	<p>A1.</p> <p>申請には、国の「高等教育の修学支援新制度」の第Ⅰ～Ⅲ区分の採用者もしくは採用候補者となっていることが必要ですので、<u>「高等教育の修学支援新制度」の申請を必ず行ってください。</u></p>
<p>Q2.</p> <p>申請時期はいつからですか。</p>	<p>A2.</p> <p>受験料の振込後の申請となるので、対象者ごとに申請時期は異なります。</p>
<p>Q3.</p> <p>浪人生は、申請することは可能ですか。</p>	<p>A3.</p> <p>高校を卒業してから2年以内であれば、申請が可能です。国の「高等教育の修学支援新制度」に申請し、第Ⅰ～Ⅲ区分採用者もしくは採用候補者となった場合は、申請してください。</p>
<p>Q4.</p> <p>専修学校（専門学校）は対象になりますか。</p>	<p>A4.</p> <p>学校教育法第1条に規定する大学等を対象としており、専修学校は対象になりません。</p>
<p>Q5.</p> <p>大学の通信制課程は、制度の対象になりますか。</p>	<p>A5.</p> <p>学校教育法第1条に規定する大学等の通信制課程は対象となります。</p>
<p>Q6.</p> <p>不合格となった大学等の受験料も給付対象となりますか。</p>	<p>A6.</p> <p>合否結果を問いませんので、給付対象となります。</p>
<p>Q7.</p> <p>受験までに国の「高等教育の修学支援新制度」を申請できませんでした。申請はできますか。</p>	<p>A7.</p> <p>入学後の4月に「高等教育の修学支援新制度」に申請され、第Ⅰ～Ⅲ区分に採用された場合は、その年度内に限り申請できる場合があります。詳しくは担当課までお問合せください。</p>

給付額について（参考）

大学受験料（目安）

受験校	区分	受験料（目安）
大学入学共通テスト	2教科以下	12,000円
	3教科以上	18,000円
私立大学	一般選抜 （共通テスト利用無し）	約 35,000円 ※歯学部・医学部は約40,000円～約60,000円
	共通テスト利用入試	約 15,000円
国公立大学	2次試験	約 17,000円

申請例① 国公立2試験・私立（一般選抜）1試験

○国公立大学（前期）
大学入学共通テスト 18,000円 + 2次 17,000円 = 35,000円（1試験分）
○私立大学（一般選抜） 35,000円（1試験）
○国公立大学（中期） 2次 17,000円（1試験）

自己負担合計 87,000円 → 第Ⅰ区分：全額給付 / 第Ⅱ・Ⅲ区分：各区分上限額給付

申請例② 国公立2試験

○国公立大学（前期）
大学入学共通テスト 18,000円 + 2次 17,000円 = 35,000円（1試験分）
○国公立大学（後期） 2次 17,000円（1試験）

自己負担合計 52,000円 → 第Ⅰ・Ⅱ区分：全額給付 / 第Ⅲ区分：上限額給付

申請例③ 私立（一般選抜）3試験

○私立大学（一般選抜） 35,000円 × 3試験 = 105,000円（3試験）

自己負担合計 105,000円 → 第Ⅰ区分：100,000円給付 / 第Ⅱ・Ⅲ区分：各区分上限額給付

申請例④ 国公立1試験・私立（共通テスト利用）2試験

○国公立大学（前期）
大学入学共通テスト 18,000円 + 2次 17,000円 = 35,000円（1試験分）
○私立大学（共通テスト利用） 15,000円 × 2試験 = 30,000円（2試験）

自己負担合計 65,000円 → 第Ⅰ・Ⅱ区分：65,000円給付 / 第Ⅲ区分：上限額給付

申請例⑤ 国公立1試験・私立（医学部）1試験

○国公立大学（前期）
大学入学共通テスト 18,000円 + 2次 17,000円 = 35,000円（1試験分）
○私立大学（医学部） 60,000円（1試験） → 1試験上限35,000円

自己負担合計 95,000円 → 第Ⅰ・Ⅱ区分：70,000円給付 / 第Ⅲ区分：上限額給付

※上記は一部の例で、その他様々なパターンが想定されます。
※共通テストを利用する試験（国公立、私立（共通テスト利用入試））を複数受験された場合、1試験のみ合算が可能です。